

令和5年度学童保育所入所申請について（お知らせ）

【令和5年度の学童保育所について】

- ・開所時間、保育料、おやつ代及び教材費は、今年度と同様です。（P3を参照下さい）

入所申請について

- 受付期間 令和4年10月17日（月）～21日（金）までの5日間（先着順ではありません）
※期間経過後も随時受付可能ですが期間内に通年申込みをされたかたが優先となります。
※各長期休暇のみで申請する場合は、下記期限までに申請ください。（複数一括申請可能です。）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①春休み(R5.4.1～R5.4.5) | : 令和4年10月21日(金) |
| ②夏休み(R5.7.21～R5.8.24) | : 令和5年6月9日(金) |
| ③冬休み(R5.12.24～R6.1.6) | : 令和5年11月10日(金) |
| ④春休み(R6.3.25～R6.3.31) | : 令和6年2月9日(金) |

- 受付場所・時間
- ・新規のかた 香芝市中央公民館受付会場 午前9時00分～午後7時00分
 - ・継続のかた 各学童保育所 放課後～閉所まで
- ※午後7時まで延長保育をしていますが、児童が全員帰った時点で閉所しますのでご注意ください。
※受付期間以降に申請される場合は、受付場所は各学童保育所又は指定管理者事務所となります。

- 入所資格 市内に在住する小学生で、昼間つねに保護者（両親または、これにかわるかた）が就労などにより不在のため保育できない家庭の児童。

- 入所期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

- ・入所の申請があったときは、内容を審査のうえ入所の可否を決定します。
- ・入所の決定がなされたときは、令和4年11月末に「入所決定通知書」を保護者に送付します。
尚、長期休暇のみの申請をされたかたへの入所の可否の通知は、入所希望期間の直前となります。
- ・定員を超えた際は申請内容を精査し、待機していただくかたには、年内に通知する予定です。

- 入所申請書類
- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ①学童保育所入所申請書 | } 3点は提出必須です。
詳細は2ページ目をご覧ください。 |
| ②勤務証明書 | |
| ③健康状態について | |

※その他に該当者のみ提出していただく書類がございます。

注意事項

- ・継続児童のかた及び待機児童のかたも新たに申請が必要です。
- ・受付期間以前の申請はできません。
- ・提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ・入所申請書、勤務証明書又は申立書などに虚偽の記載があった場合は申請を無効とします。
- ・勤務証明書の記載内容について不明な点がある場合は、勤務先に照会することがあります。
- ・申請書類及び勤務内容に変更があった場合は再提出願います。
- ・育児休業中で5月以降に復帰されるかたは、復帰月の前月にお申し込みください。（予約はできません）

入所申請時の提出書類について・・・新年度の内容を記入し、すべてそろえて申請してください。

社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業印含め押印欄を廃止致しました。

当社 HP (P4 のQRコードを読み取り下さい) に様式 (Excel) を掲載しておりますので、ご利用下さい。

- ① 学童保育所入所申請書 申請児童1人につき1枚必要です。2ページ①をご参照ください。
- ② 勤務証明書など 2ページ②をご参照ください。

【※児童の保護者(父・母)及び同居の親族(祖父母など)についても必要です。】

- ③ 健康状態について 申請児童1人につき1枚必要です。(該当なしの場合でも提出ください)
- ④ 延長保育申込書 午後6時以降の延長保育を利用するかた
- ⑤ 学童保育所保育料減免申請書 4ページをご参照ください。

(及び証明書類)

必須

該当者のみ

① 入所申請書の記入について (申請児童1人につき、1枚必要です。)

現在学童保育所に入所されている → 継続
いない → 新規

提出日をご記入ください。

マンション名・部屋番号までご記入ください。

主に迎えに来られるかたをご記入ください。

令和5年4月時点での学年をご記入ください。

該当箇所に○をしてください。

入所児童との続柄をご記入ください。

「有」の場合は、保育料の減免対象になりますので、学童保育料減免申請書と証明書をご提出ください。(4ページをご参照ください)

長期休暇中のみ入所を希望されるかたは、希望される期間にチェックしてください。

※通年入所希望児が優先です。入所希望期間前に出席状況等を確認し、入所いただけるか判断するため、入所いただけない場合もあります。

勤務証明書と照らし合わせて確認します。

② 勤務証明書など (保護者及び祖父母を含む同居の親族などの分が必要です。)

- 勤務の場合 『勤務証明書』をご提出ください。
 - ・外勤 勤務先で証明を受けてください。
 - ・自営 地域の民生委員・児童委員に確認依頼書を添付し、事業内容の確認を受けてください。

※確認の際は事業内容が分かる物を持参ください。(法人の代表者が保護者の場合は、外勤で証明していただいて結構です。)

○勤務以外の場合 疾病・障害・在宅介護・就学などで、放課後に家庭で児童を保育できない場合は、『学童保育申立書』を状況が証明できる書類と併せてご提出ください。(祖父母・おじ・おば、若しくは保護者以外のかたがいる場合は、全員分の証明書等の提出が必要となります。65歳以上の方は書類の提出は不要です。)

提出書類		利用区分					
		就労	疾病	障がい	看護介護	就学	出産
各1部 児童の保育ができない証明書類	児童の勤務証明書	●					
	学童保育申立書		●	●	●	●	●
	医師の診断書または、それに代わるもの		●				
	身体障がい者手帳の写しまたは、療育手帳の写し			●			
	看護または介護を要する人の介護保険被保険者の写し、医師の診断書、身体障がい者手帳の写し、療育手帳の写しなど該当するもの				●		
	在学証明書および授業のカリキュラム					●	
	母子健康手帳の写し(保護者氏名、出産月がわかるページ)						●

学童保育所について

○開所時間など

- ・平日 放課後から午後7時（※午後6時以降のご利用は、延長保育となります。）
- ・土曜日 午前7時30分から午後6時
- ・学校休業日 午前7時30分から午後7時（※午後6時以降のご利用は、延長保育となります。）
（土・日・祝日を除く）

※日曜日・祝日・夏期（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）及びその他市が定める日は休日とします。

※午後7時までの保育実施にあたり、原則として保護者及び代理人のお迎えを前提とします。

※午後5時以降は、児童だけでは帰れません。

○延長保育（ご利用される場合は、延長保育申込書を提出していただく必要があります。）

- ①実施日 学童保育所開所日の月曜日～金曜日
- ②実施時間 午後6時～午後7時（午後6時30分までか、午後7時までかをお選びいただきます。）
（保護者の勤務地、勤務終了時間、通勤時間などを考慮し、審査した上で利用の承諾をします。）

○入所の制限

- ①定員に余裕がない場合
- ②入所資格を喪失した場合
- ③その他学童保育所の利用が困難と認めた場合
（継続児童で学童保育料の未納がある場合や、集団生活が困難、他児童や指導員に危害を加えるなど。）

○費用

- ①保育料は月額で、出席日数にかかわらず、下記の表の通りです。利用月の翌月20日（休日の場合は翌営業日）に登録口座より振替します。

保育時間	1人目	同一世帯で2人目	同一世帯で3人目
午後6時まで	5,000円	2,500円	無料
午後6時30分まで	6,000円	3,000円	無料
午後7時まで	7,000円	3,500円	無料

※延長保育を希望していない場合でも、お迎えの時刻が午後6時を過ぎたときは、延長保育利用とみなします。

- ②おやつ代及び教材費等は、月額2,000円を徴収します。出席日数などの日割りは行いませんのでご了承ください。

※アレルギーなどの状況により、学童でおやつをお渡しできない場合があります。その場合は、教材費1,000円のみ徴収となり、おやつ持込をお願いします。

- ③児童の保険代年額※800円は、入所月に別途徴収します。（※日割りはありません。全員加入していただきます。）

※金額は、変更になる場合があります。

- ④事故などのため急を要する場合は、医師の手当てを受けさせます。その場合の実費は、当該児童の保護者の負担となります。

- ⑤その他、費用が発生する場合は、その都度連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

- ⑥学童保育所での保育期間中、児童が物品を破損させた場合、保護者のかたに費用を負担していただきますので、ご了承ください。

○令和5年度 入所対象年齢早見表

学年	満年齢	生年月日
1	7	平成28年4月2日（2016）～平成29年4月1日（2017）
2	8	平成27年4月2日（2015）～平成28年4月1日（2016）
3	9	平成26年4月2日（2014）～平成27年4月1日（2015）
4	10	平成25年4月2日（2013）～平成26年4月1日（2014）
5	11	平成24年4月2日（2012）～平成25年4月1日（2013）
6	12	平成23年4月2日（2011）～平成24年4月1日（2012）

保育料減免制度について

世帯が次のいずれかに該当する場合は、保護者からの申請により保育料が減免になります。入所申請の際、または減免に該当するようになったときに、申請書及び証明書類をすべてそろえて各学童保育所又は指定管理者事務所まで提出してください。

世帯の状況	減免の対象になる学童保育料	保育料減免申請書に添付する書類	減免する額
生活保護受給世帯	受給開始日の翌月から、適用が廃止された月まで	生活保護受給証明書（※1）	全額
令和4年度市民税非課税世帯 （保護者及び世帯全員が市民税非課税であることが必要です。）	令和5年4月分から 令和5年6月分まで	「令和4年度市町村民税非課税証明書」 *令和4年1月1日以前に本市に転入したかたは不要。 *令和4年1月2日以降に本市に転入したかたは、令和4年1月1日に住民票のあった市町村から市町村民税非課税証明書を取り寄せてください。	半額
令和5年度市民税非課税世帯 （保護者及び世帯全員が市民税非課税であることが必要です。） （*令和5年6月23日までに申請してください。）	令和5年7月分から 令和6年3月分まで	「令和5年度市町村民税非課税証明書」 *令和5年1月1日以前に本市に転入したかたは不要。 *令和5年1月2日以降に本市に転入したかたは、令和5年1月1日に住民票のあった市町村から市町村民税非課税証明書を取り寄せてください。	半額

（※1）生活保護受給証明書は、生活支援課（香芝市総合福祉センター）で発行しています。

【減免決定】

減免申請翌月からの適用となります。月を遡っての減免はできませんのでご注意ください。

※決定内容は、「保育料決定通知書」にて通知します。

※保護者から申請がない場合は、保育料の減免はいたしません。添付書類が未提出の世帯や市民税未申告のため課税状況が確認できない世帯は、減免決定ができませんのでご注意ください。

※減免決定のために必要があるときは、世帯の所得の状況等について関係機関に照会します。

※保育料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更などにより減免の事由が消滅した場合は、速やかに指定管理者までご連絡ください。

※減免対象は、保育料のみです。保険代、おやつ・教材費などは減免対象外です。

お問合先

〒639-0236

香芝市磯壁2丁目1071-1 香の池ビル1-C

香芝市立学童保育所指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

香芝学童事務所

電話 0745-71-8015

